

5 第三者行為体制（テロ対策等）

社会的影響が極めて重大な事態が予想される場合やその予告があり、継続した警戒が必要と認めた場合、あるいは不審物・不審者の発見や被害が発生した場合に対して、危機管理レベルⅠ～Ⅲに分けた段階的な体制をとります。その際、下記対応の他、駅や列車における放送、ポスターによる啓発やご協力の案内等を実施します。



2-5 阪急阪神ホールディングス企業倫理相談窓口

組織あるいは個人による法令等の違反行為や反倫理的行為（社内規程・ルール違反を含む）が行われていた場合、またはその恐れがある場合、相談する窓口を設けています。グループ会社はもちろん、お取引先からのご相談にも対応して、すべての案件を調査、分析する等、コンプライアンスに努めています。

